

総 則 編

第1章 計画の目的及び構成	
第1節 計画の目的	(総-1- 1)
第2節 計画の構成	(総-1- 2)
第3節 他の計画との関係	
1 総合計画との関係	(総-1- 4)
2 千葉県地域防災計画との関係	(総-1- 4)
第2章 計画の基本的な考え方	
第1節 減災を重視した防災対策の方向性	(総-2- 1)
第2節 地域防災力の向上	(総-2- 2)
第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点	(総-2- 3)
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し	(総-2- 4)
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	(総-3- 1)
第4章 地勢概要等	
第1節 地勢概要	
1 位置	(総-4- 1)
2 地形	(総-4- 1)
3 河川	(総-4- 1)
4 海岸	(総-4- 1)
5 地質	(総-4- 1)
6 気象	(総-4- 2)
7 社会環境	(総-4- 2)
8 過去の災害	(総-4- 3)
第5章 想定災害と被害想定	
第1節 地震・津波による被害想定	
1 地震	(総-5- 1)
2 津波	(総-5- 2)
第2節 風水害による被害想定	
1 高潮	(総-5- 4)
2 洪水	(総-5- 5)
3 土砂災害	(総-5- 5)
4 ため池	(総-5- 6)
第6章 防災対策の基本方針	
第1節 地震・津波対策の基本的視点	
1 総合的な防災対策	(総-6- 1)
2 実効性の高い計画	(総-6- 1)
3 最大クラスの地震・津波を想定した計画	(総-6- 1)
第2節 市土の保全	
1 市土の保全	(総-6- 2)
第3節 減災目標	
1 経緯	(総-6- 3)
2 減災目標	(総-6- 3)

第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、勝浦市防災会議が作成する計画である。

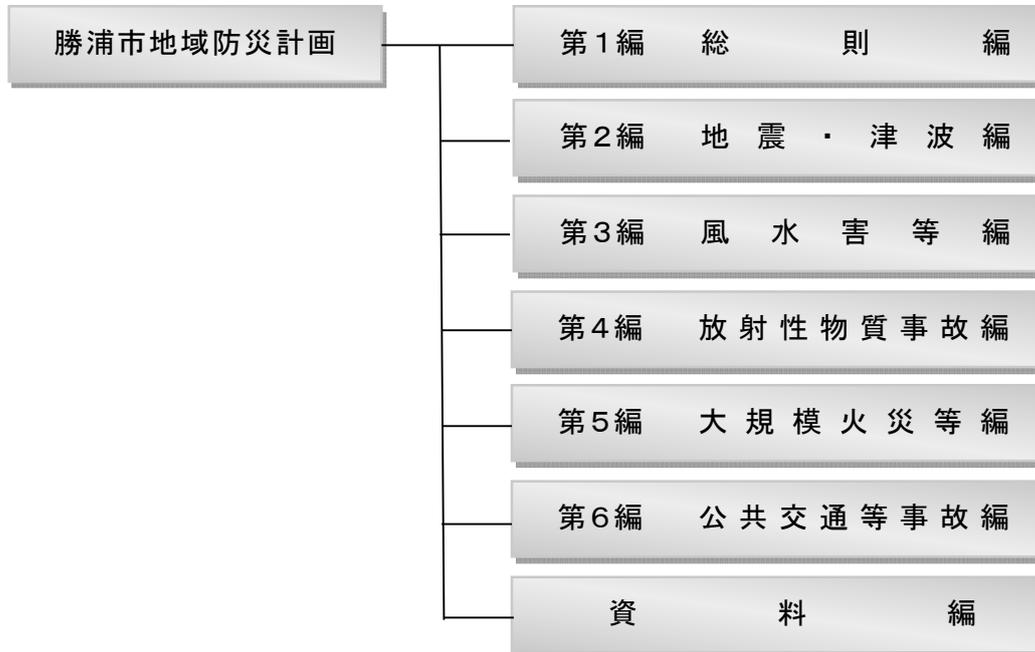
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。県内でも、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。

また、令和元年9月9日に千葉県に上陸した令和元年房総半島台風（台風15号）は、県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。本市においても、停電等の被害が生じた。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、勝浦市の市域にかかる災害対策を実施する際の、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、住民、事業所、各種団体等が、平常時からの災害に対する備えと災害発生時に適切な対応をとるための大綱を定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害による被害を軽減することにより、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の構成

本計画の構成は、次に示すとおりである。



1 総則編

計画の目的・構成、基本方針、防災関係機関等の業務大綱及び市の概況を示す。

2 地震・津波編

地震又は津波による建物被害や火災、津波浸水等に対する対策を示す。「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」のほか、「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び東海地震に関する警戒及び発生時の対応を示す附編「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」で構成される。

3 風水害等編

台風や豪雨等による河川の氾濫、高潮、土砂災害等に対する対策を示し、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」で構成される。

4 放射性物質事故編

放射性物質事故について、災害予防、災害応急対策を定めたものである。

5 大規模火災等編

大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害について、災害予防、災害応急対策を定めたものである。

6 公共交通等事故編

海上事故災害、鉄道事故災害、道路事故災害について、災害予防、災害応急対策を定め

7 資料編

各計画と関連する条例、規則、危険箇所等の一覧表、防災関係機関の連絡先など、その他資料を掲載する。

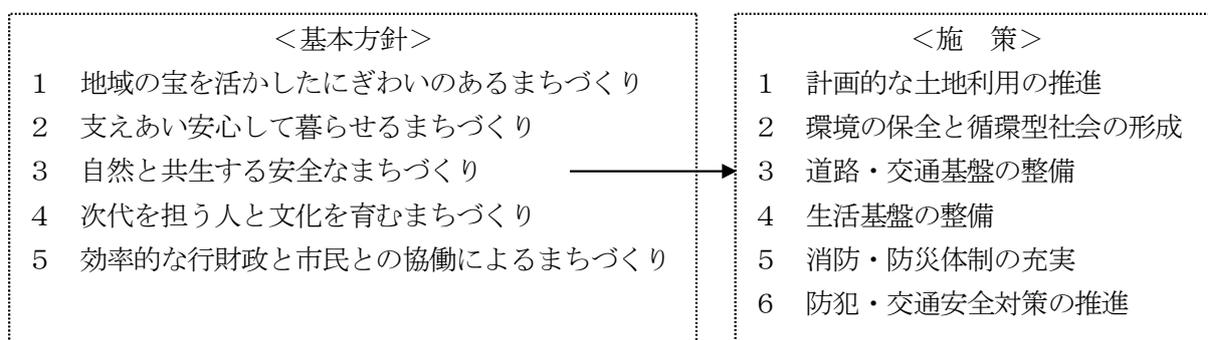
第3節 他の計画との関係

1 総合計画との関係

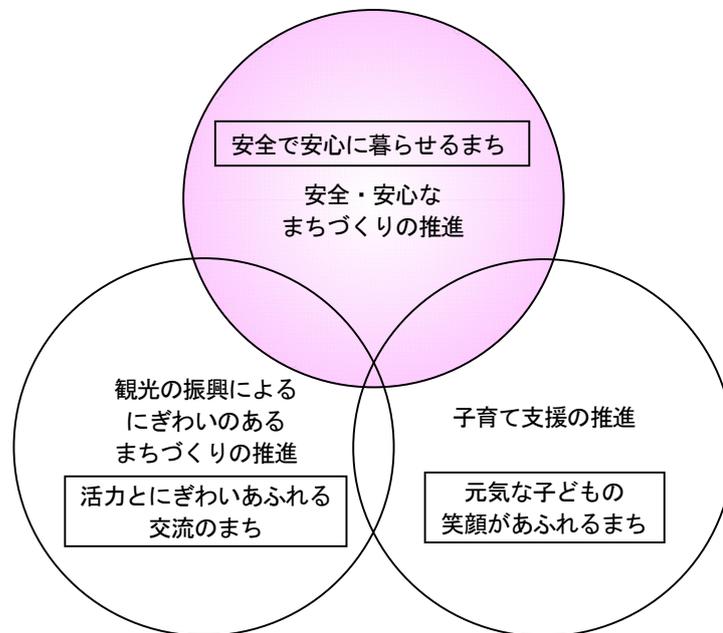
現代の災害は、狭い意味での防災事業だけではその目的を十分に達成することは困難である。都市計画や住民自治の推進、その他住民、行政の活動にかかわる総合的なまちづくりによって初めてその目標とする住民の生命、身体及び財産の保護を達成できるものである。

防災に関しては、勝浦市総合計画 基本構想編「第2章 第3節 自然と共生する安全なまちづくり」の「5 消防・防災体制の充実」において、位置づけられている。

また、本市が目指す将来像「海と緑と人がともに歩むまち“元気いっぱい かつうら”」を早期実現するために、優先的かつ重点的に取組むリーディングプロジェクトとしても位置づけられている。



リーディングプロジェクトの概要



2 千葉県地域防災計画との関係

本計画は、県の地域防災計画（令和2年6月）及び千葉県防災基本条例（平成30年3月）と矛盾、抵触することのないよう策定するものである。

しかし、地域の特性や、市、住民、事業所、各種団体及び防災関係機関等の役割を踏まえ、市独自の計画としての性格を有するものである。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

本市では、これまでに様々な地震・津波災害や風水害等による教訓、課題を踏まえ、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、勝浦市国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、住民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみinnで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等と市・県との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んでおり、本市でも、物資や人材・資機材など、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪を広げていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と合わせ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。

第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後更なる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の機関及びその他防災上重要な施設の管理者、住民、事業者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

【市】

勝浦市
<ul style="list-style-type: none"> ア 勝浦市防災会議及び勝浦市災害対策本部に関すること。 イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実・訓練に関すること。 ウ 災害に関する情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。 エ 災害時における被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。 オ 災害の防除と拡大の防止に関すること。 カ 救助、防疫及び保健衛生に関すること。 キ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 ク 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 ケ 被災市営施設の応急対策に関すること。 コ 災害時における文教対策に関すること。 サ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 シ 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 ス 被災施設の復旧に関すること。 セ 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力に関すること。 ソ 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 タ 被災者の避難生活や生活再建支援に関すること。
勝浦診療所
<ul style="list-style-type: none"> ア 健康診断及び健康相談に関すること。 イ 療養の指導及び相談に関すること。 ウ 診察に関すること。 エ 薬剤又は治療材料の投与及び支給に関すること。 オ 処置及びその他の治療に関すること。 カ 看護及び収容に関すること。

【消防機関】

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
<ul style="list-style-type: none"> ア 火災、その他の災害予防、警戒及び防ぎよに関すること。 イ 救助、救急に関すること。 ウ 危険物等の措置に関すること。 エ 災害等の情報収集に関すること。 オ その他消防に関すること。

勝浦市消防団	
ア	被害情報の収集、提供に関すること。
イ	災害時の消防活動、水防活動、被災者の救助、及び避難誘導等に関すること。
ウ	応急復旧作業に関すること。
【千葉県】	
夷隅地域振興事務所	
ア	市が処理する事務、事業の指導、指示及びあっせん等に関すること。
イ	災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。
ウ	その他災害の防除と拡大の防止に関すること。
夷隅土木事務所	
ア	県所管にかかる河川、道路、橋梁及び港湾施設の保全と復旧に関すること。
イ	国土交通省所管海岸保全区域内における海岸施設の被害調査及び応急対策に関すること。
ウ	国土交通省所管港湾区域内における海岸施設の被害調査及び応急対策に関すること。
エ	土砂災害警戒区域等の指定、急傾斜地崩壊危険区域内における崩壊防止施設（県施工施設）の保全と復旧に関すること。
オ	水防活動の全般に関すること。
カ	交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。
夷隅健康福祉センター	
ア	医療施設の保全に関すること。
イ	医療救護及び助産に関すること。
ウ	防疫その他保健衛生に関すること。
エ	災害救助に係る連絡、調整に関すること。
南部林業事務所	
ア	林地及び林業用施設の保全と復旧に関すること。
イ	保安林、保安施設の保全に関すること。
ウ	地すべり防止事業に関すること。
南部漁港事務所大原支所	
ア	管内漁港及び堤防の保全と復旧に関すること。
イ	管内漁港の応急対策に関すること。
勝浦水産事務所	
ア	災害時における漁港関係各事業者の輸送力の確保に関すること。
イ	災害時における被災者物資等の海上輸送計画に関すること。
ウ	水産関係及び漁港施設の応急対策に関すること。
エ	漁港区域に係る海岸の被害調査に関すること。
オ	災害時における水産事業者の経営指導等に関すること。
水産情報通信センター	
	災害時における無線通信に関すること。
勝浦警察署	
ア	災害情報に関すること。

イ 被害者の救出及び避難に関すること。 ウ 死体（行方不明者）の捜索並びに検視に関すること。 エ 交通に関すること。 オ 犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関すること。

【指定地方行政機関】

関東総合通信局
ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 イ 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）の派遣に関すること。 ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
厚生労働省千葉労働局
ア 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 イ 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。
農林水産省関東農政局千葉地域センター
応急用食料・物資の支援に関すること。
関東森林管理局千葉森林管理事務所上野森林事務所
ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 イ 災害復旧用材（国有林）の供給に関すること。
銚子地方气象台
ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予防・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
勝浦海上保安署
ア 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。 イ 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること。 ウ 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。 エ 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。

【自衛隊】

自衛隊
(1) 災害派遣の準備 ア 防災関係資料の基礎調査に関すること。 イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 ウ 防災資材の整備及び点検に関すること。

<p>エ 地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に符合した防災に関する各種訓練の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害派遣の実施</p> <p>ア 人命又は財産の保護のため、緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。</p> <p>イ 災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関すること。</p>
--

【指定公共機関】

<p>日本郵便株式会社</p> <p>ア 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。</p> <p>イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。</p> <p>(オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。</p> <p>ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。</p>
<p>東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</p> <p>ア 電気通信施設の整備に関すること。</p> <p>イ 災害時における通信サービスの提供に関すること。</p> <p>ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>
<p>日本赤十字社千葉県支部</p> <p>ア 医療救護に関すること。</p> <p>イ こころのケアに関すること。</p> <p>ウ 救援物資の備蓄及び配分に関すること。</p> <p>エ 血液製剤の供給に関すること。</p> <p>オ 義援金の受付及び配分に関すること。</p> <p>カ その他応急対応に必要な業務に関すること。</p>
<p>日本放送協会</p> <p>ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。</p> <p>イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。</p> <p>ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。</p> <p>エ 被災者の受信対策に関すること。</p>
<p>東京電力パワーグリッド株式会社</p> <p>ア 災害時における電力供給に関すること。</p> <p>イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。</p>
<p>東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>ア 鉄道施設の保全に関すること。</p> <p>イ 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>

ウ 帰宅困難者対策に関すること。
日本通運株式会社
災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
災害時における物資の輸送に関すること。

【指定地方公共機関】

一般社団法人千葉県LPガス協会
ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会
災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

【住民及び事業所等】

住民
<p>ア 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること。</p> <p>イ 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市及び県が実施する防災対策に協力すること。</p> <p>また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。</p>
自主防災組織
<p>ア 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること。</p> <p>イ 市及び県が行う防災対策に協力するよう努めること。</p>
事業所
<p>ア 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること。</p> <p>イ 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市及び県が実施する防災対策に協力すること。</p> <p>ウ 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めること。</p>
勝浦市社会福祉協議会
<p>ア 要配慮者の支援に関すること。</p> <p>イ 災害時におけるボランティアセンターの設置協力、運営及びボランティアの活動支援に関すること。</p>
勝浦市赤十字奉仕団
<p>ア 災害時における救援救護等の支援・協力に関すること。</p> <p>イ 災害時におけるボランティアセンターの運営協力及びボランティアの活動支援に関すること。</p>

その他ボランティア活動団体
<ul style="list-style-type: none"> ア 普段から構成員間の連携を密にして活動体制を整備するとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。 イ 災害時におけるボランティアセンターの運営協力及びボランティアの活動支援に関すること。

【その他の機関】

一般社団法人夷隅医師会
<ul style="list-style-type: none"> ア 医療及び助産活動に関すること。 イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
一般社団法人夷隅郡市歯科医師会
<ul style="list-style-type: none"> ア 歯科医療活動に関すること。 イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
一般社団法人千葉県薬剤師会（一般社団法人外房薬剤師会）
<ul style="list-style-type: none"> ア 医薬品の調達、供給、管理に関すること。 イ 薬剤師との連絡調整に関すること。
特定非営利活動法人千葉県防災士会
地域住民の防災に対する意識向上、災害救援活動の支援に関すること。
勝浦市防災士会
地域住民の防災に対する意識向上、災害救援活動の支援に関すること。
学校法人国際武道大学
市と国際武道大学との連携に関する包括協定書に基づく防災・消防に関すること。
勝浦管内排出油防除協議会
排出油事故が発生した場合における具体的な防除のための活動に関すること。
公益社団法人千葉県水難救済会
<ul style="list-style-type: none"> ア 海上事故に関すること。 イ 洋上救急に関すること。 ウ 救済思想に関すること。

第4章 地勢概要等

第1節 地勢概要

1 位置

本市は、千葉県の南東部に位置し、東西14km、南北12.5kmに及ぶ。市南部の海岸線は、清澄山系の山裾が数多く太平洋に突き出して多くの入江をつくり、25.7kmの沿岸を有している。北部は、房総丘陵の山々が連なり、西から鴨川市、大多喜町、いすみ市、御宿町との境界を形成している。

位 置	極 東	140° 20' 54"	
	極 西	140° 11' 28"	
	極 南	35° 06' 39"	
	極 北	35° 14' 28"	
面 積	広 ぼ う		海 岸 線
	東 西	南 北	
93.96km ²	14 km	12.5km	25.7km

2 地 形

本市は、房総丘陵と呼ばれる山間地が海まで迫り、海岸沿いは平坦地が少なく、内陸部は東西に夷隅川、南北に夷隅川支流（新戸川）が貫流し、山間には帯状に農耕地が展開している。

海岸沿いの勝浦地区と興津地区は、海岸沿いの低地部と丘陵地から構成され、低地部の背後には急傾斜地が展開する。これらの地区を流れる小河川は海に直接流入する。小河川の上流部の河床は急勾配であるが、下流部は緩勾配である。最近では丘陵地の人工改変による宅地化が進み、地形状況が変化している。

本市地域の山間地は、房総丘陵のなかにあつて清澄山系に連なり、標高268m以下の野々塚山、杉戸山、福沢山、芳賀山及び上野山等が上野地区から総野地区に連なっている。

3 河 川

河川は、夷隅川及びその支流と、太平洋に注ぐ河川が存在する。

4 海 岸

勝浦の海岸線は、大半が太平洋の荒波に浸食されたリアス式海岸であり、深い入江には17の漁港が点在している。

勝浦漁港は、令和2年9月19日に「みなとオアシス勝浦：海と街と歴史が繋がる～さと海、さと山、勝浦～」として国土交通省の認定を受けた。

5 地 質

本市の地質は、主に第三紀鮮新世に堆積した三浦層群（安房層群）と第四紀更新世に堆積

した上総層群で構成されている。勝浦市地域の三浦層群も上総層群も泥岩を主としている。この三浦層群と上総層群の関係は不整合関係にある。

6 気象

本市は、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海岸性気候の特性を呈し、年平均気温は15度を超える。また、積雪をみることはまれで、居住性に優れている。

(1) 降水量

本市の年間平均降水量は約2,100mm（2010～2019年の直近10年間の平均年間降水量）と多い。

降雨量の季節的变化をみると、秋に多く、春、夏がこれに次ぎ、冬は最も少なくなっている。秋は台風、夏は梅雨等の影響によるもので、特に台風は短時間に激しい雨を伴い、大雨をもたらすことが多い。

(2) 風向・風速

秋から冬にかけては北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが一般的であるが、背後に山が多く、南は広く海に開いているので、特に南よりの風が強く、冬季であっても強風は南風となる。

また、風速においては、本市が半島に所在していることから、一般に風が強く、冬の季節風、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）が、吹くことが多い。

7 社会環境

(1) 交通

本市は、千葉市から約50kmの位置にあり、平成25年4月に首都圏中央自動車道・ICが整備されており、平成31年3月には国道297号松野バイパス（勝浦市松野～杉戸）が整備された。

鉄道は、千葉駅～勝浦駅間をJR外房線が1時間強の所要時間で結んでいる。

(2) 産業

本市の基幹産業は漁業で、漁獲量は県内1～2位であるが、経営体、漁船数、従業者数のいずれも減少傾向にある。

(3) 人口

人口、平成17年22,198人から平成27年19,248人と減少しており、世帯数も平成17年9,290世帯から平成27年8,965世帯と減少している。

1世帯あたり人員は、平成17年2.39から平成27年2.15と微減している。

65歳以上の高齢化率は、平成17年28.9%から平成27年37.7%と増加している。

	世帯数（世帯）	人口（人）	世帯あたり人員（人/世帯）	65歳以上人口（人）	65歳以上人口率（%）
平成17年	9,290	22,198	2.39	6,409	28.9
平成22年	9,179	20,788	2.37	6,775	32.6
平成27年	8,965	19,248	2.15	7,265	37.7

（各年国勢調査）

8 過去の災害

(1) 地震・津波

千葉県は、日本海溝と相模トラフに囲まれているため、本市は海域を震源とする大規模地震に強く影響を受ける地理的条件にあるとされている。

江戸時代から現代まで本市に影響を及ぼした主な地震は下表のとおりであり、過去に大きな被害をもたらした地震は、概ね60年に1度発生している状況にある。

なお、今後、本市に大きな影響を及ぼすおそれのある地震としては、駿河トラフ沿いの「東海地震」、相模トラフ沿い及び房総半島沖を震源域とするマグニチュード8級の大規模地震に加え、東海・東南海地域を震源とするマグニチュード8クラスの南海トラフ地震、南関東地域におけるマグニチュード7クラスの直下地震(首都直下地震)の発生が懸念されている。

勝浦市周辺が影響を受けた主な地震(江戸時代以降)

番号	西暦年月日	震央		マグニチュード	地変	津波	人命・家屋等の被害
	日本暦年月日	東経北緯	震央地名				
1	1605.2.3 慶長9年12月16日 【慶長南海・東海地震】 (慶長房総大地震)	140.3 34.3	房総沖	7.9	山崩れが多く発生した。	房総半島東に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数。
2	1677.11.4 延宝5年10月9日 【房総延宝地震】	141.5 36.6	茨城県沖	8.0	勝浦から東浪見にかけて被害が大きく、震度6程度と考えられる。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波波高は、大原4m、岩船7m、御宿6m。	家や漁船の被害が大きかった大原で倒家25戸、水死者9名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名。
3	1703.12.31 元禄16年11月23日 【元禄地震】	139.8 34.7	房総沖	8.2	安房地方で山崩れが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波波高は御宿8m、小湊6mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名。
4	1923.9.1 大正12年9月1日 【大正関東地震】	139.3 35.2	相模湾	7.9	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山崩れが多発した。三芳村付近は地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波波高は布良4.5m、勝山2.2m、木更津1.8mなどであった。	千葉県全体で死者1,335名、負傷者3,426名、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、消失647戸、流失71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
5	1923.9.2 大正12年9月2日	140.4 35.1	勝浦沖	7.4	勝浦付近では関東地震より強く揺れた。	小津波があった。洲崎で津波波高は30cmになった。	勝浦で瓦の落下など小被害があった。

第4章 地勢概要等

番号	西暦年月日 日本暦年月日	震央		マグニチュード	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経緯 北緯	震央名 地名				
6	1960. 5. 23 昭和 35 年 5 月 23 日 【チリ地震津波】	73. 5W 38. 0S	チリ沖	8. 5		九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波波高は銚子 153cm、布良 67cm。	津波による被害は死者 1 名（銚子）、負傷者 2 名、半壊家屋 11 戸、田畑の冠水 173ha に及んだ。
7	1987. 12. 17 昭和 62 年 12 月 17 日 【千葉県東方沖地震】	140. 5 35. 3	千葉県東方沖	6. 7	山武、長生郡市を中心に、がけ崩れ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、がけ崩れの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、全壊家屋 16 棟、半壊家屋 102 棟、一部損壊 71, 212 棟、断水 49, 752 戸、停電 287, 900 戸、ガス供給停止 4, 967 戸、ブロック塀等の倒壊 2, 792 か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
8	2011. 3. 11 平成 23 年 3 月 11 日 【東北地方太平洋沖地震】	142. 9 38. 1	三陸沖	9. 0	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が沸き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	津波観測点「銚子」では押波による第一波を 15 時 13 分に観測。17 時 22 分に津波の最大の高さ 2. 5m を観測した。潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3 km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18. 8 km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23. 7 km ² に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7. 6m と推定される第 3 波の津波が襲来し、住民の生命・財産を奪い去った。	令和 2 年 12 月 14 日現在死者 22 名（うち、津波による死者 14 名（旭市 13 名、山武市 1 名）、行方不明者 2 名（津波による）、負傷者 261 名。建物全壊 801 棟、半壊 10, 157 棟、一部損壊 55, 099 棟、建物火災 15 件、床上浸水 157 棟、床下浸水 731 棟。水道断水 177, 254 戸、減水 129, 000 戸。下水道 24, 300 戸で使用制限。ガス 8, 631 戸で停止。電気 347, 000 戸で停電。国道、県道で全面通行止め 33 か所、片側通行規制 12 か所。農業施設の損壊 2, 257 か所ほか。漁船転覆・乗り上げ等 390 隻。石油コンビナート爆発事故（市原市）。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。
9	2020. 6. 25 (令和 2 年)	141. 1 35. 5	千葉県東方沖	6. 1			県内で重傷者 1 名（市原市）、軽症者 1 名（いすみ市）

第4章 地勢概要等

(2) 風水害

昭和40年以降

災害原因	発生日月	被害の概要						がけ崩れ 発生件数
		人的被害・人		住家被害・戸				
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸	床下浸水	
関東地方南部の大雨	昭和45年 7月1日	19	31	280	262	2,756	3,657	17,300
秋雨前線並びに 台風25号に 伴う大雨	昭和46年 9月6日 ～9月7日	56	98	441	341	5,959	16,109	7,760
台風6号及び 梅雨前線に 伴う大雨	昭和60年 6月30日 ～7月1日	2	21	7	36	119	1,028	400
台風10号に 伴う大雨	昭和61年 8月4日 ～8月5日	—	4	7	2	1,922	4,194	328
熱帯低気圧 による大雨	昭和63年 8月10日 ～8月11日	2	9	1	1	18	471	439
雷を伴った 大雨	平成元年 7月31日 ～8月1日	4	9	16	22	1,230	4,282	1,661
茂原市 竜巻災害	平成2年 12月11日	1	73	82	161	—	—	—
台風12号に 伴う大雨	平成7年 9月17日	1	3	2	9	108	519	97
台風17号	平成8年 9月21日 ～9月22日	6	21	8	21	2,066	4,738	485
台風22号	平成16年 10月8日 ～10月10日	2	19	—	2	274	1,244	322
台風23号	平成16年 10月20日 ～10月21日	2	3	—	—	10	161	28
平成20年 8月末豪雨	平成20年 8月28日 ～8月30日	—	1	—	—	156	876	2
平成21年 8月大雨 ・洪水・暴風	平成21年 8月31日	—	5	—	—	35	—	—
台風18号	平成21年 10月8日	—	24	1	1	4	23	—
台風9号	平成22年 9月8日	—	1	—	—	114	191	—
台風15号	平成23年 9月20日	—	23	—	—	1	3	1
野田市 竜巻災害	平成25年 9月2日	—	1	1	5	—	—	—

第4章 地勢概要等

災害原因	発生年月日	被害の概要						
		人的被害・人		住家被害・戸				がけ崩れ発生件数
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸	床下浸水	
台風26号	平成25年 10月15日	1	22	6	9	1,489	2,794	34
平成26年大雪被害	平成26年 2月8日	2	450	—	—	—	—	—
平成26年大雪・大雨洪水	平成26年 2月14日 ～15日	—	96	—	—	—	—	—
台風18号	平成26年 10月5日	2	14	—	1	4	30	9
房総半島台風(*)	令和元年 9月9日	12	91	448	4,694	8	42	6
東日本台風(*)	令和元年 10月12日	1	25	32	379	—	33	—
10月25日の大雨(*)	令和元年 10月25日	12	11	34	1,890	173	542	30

※人的被害の死者には、行方不明者を含む

*房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の被害の概要は、令和3年1月21日現在の数値となります。

第5章 想定災害と被害想定

第1節 地震・津波による被害想定

1 地震

計画策定の前提条件は、切迫性が高い東京湾北部地震をモデルとしたマグニチュード7級の首都直下地震とした。この地震は、首都圏に大きな経済的・社会的影響を与え、市域においても、大きな物的・人的被害の発生が懸念される。

(1) 災害規模

東京湾北部地震をモデルとした首都直下地震の震源域は、東京湾北部の東京から千葉にかけて広い地域である。想定地震の規模はマグニチュード7.3であり、勝浦市の震度は、ほぼ全域が6弱と想定される。

(2) 被害想定

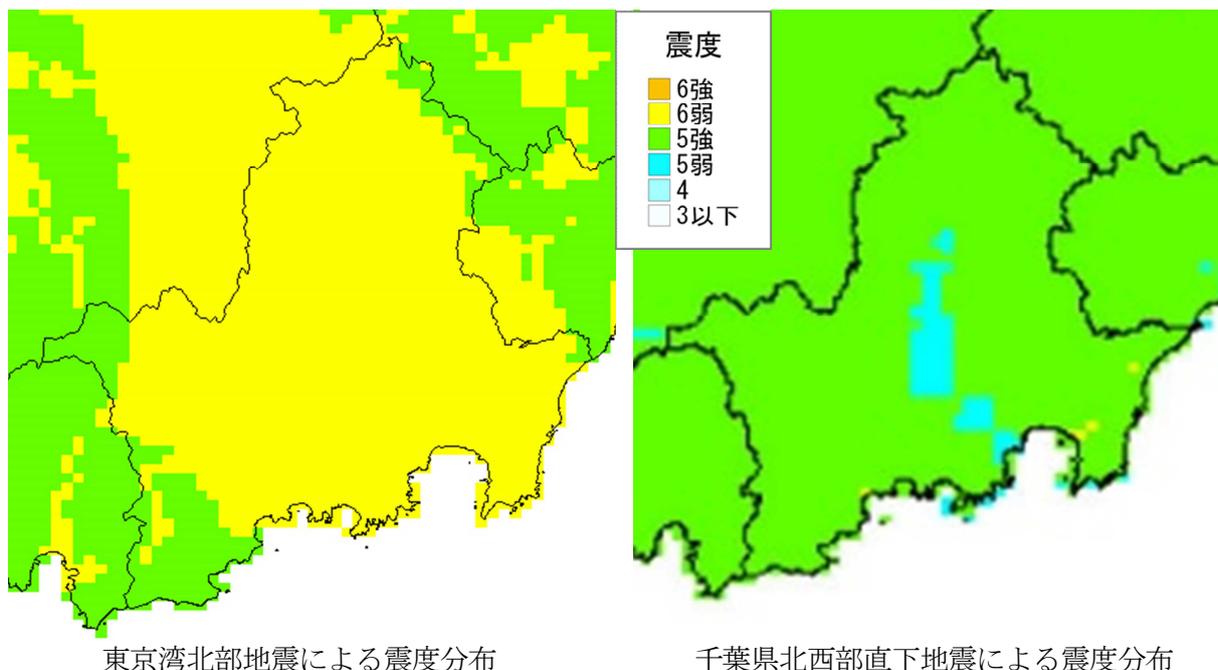
市域の被害は、揺れによる建物全壊1,569棟、死者28人、最大避難者数7,308人である。また、液状化による建物被害は、全壊棟数が62棟である。

地震による災害規模及び被害想定

東京湾北部地震			参考：千葉県北西部直下地震	
地震の規模：M7.3（冬18時 風速9m/秒）			M7.3	
被害想定項目			被害量	被害量
建物被害	建物棟数		14,358棟	13,900棟
	揺れ	全壊	1,569棟(10.9%)	10棟(0.1%)
		半壊	3,163棟(22.0%)	140棟(1.0%)
	液状化	全壊	62棟(0.4%)	—
		半壊	—	—
	急傾斜地の崩壊	全壊	60棟(0.4%)	—
半壊		139棟(0.9%)	—	
地震火災	炎上出火件数		11件	—
	焼失件数		484件	—
人的被害	死者		28人	—
		うち要配慮者	8人	—
	負傷者		549人	20人
		うち重傷者	55人	—
避難者・帰宅困難者	避難者（最大）		7,308人	570人
	帰宅困難者（12時）		2,866人	2,700人
ライフライン	上水道（配水管被害率）		0～0.75件/km	上水道機能支障率16%
その他	エレベータ閉じ込め台数		24台	10台
	自力脱出困難者		239人	—
	震災廃棄物		10万トン	2,100トン

* 平成19年度千葉県地震被害想定調査報告書、ただし、液状化については勝浦市防災アセスメント調査

* 参考：千葉県北西部直下地震の被害想定は、平成26・27年度 千葉県地震被害想定調査報告書



2 津波

(1) 被害想定

平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査においては、緊急性を考慮して東北地方太平洋沖地震による断層の割れ残りを想定したモデル（房総半島東方沖日本海溝沿い地震モデル）に基づく津波想定及び被害想定が実施された。

この津波による勝浦市沿岸部の最大津波高は約 7.2m（部原東）である。市街地の浸水深は約 2m 以上、地震発生から 20～25 分程度で浸水する。

津波による災害規模及び被害想定

房総半島東方沖日本海溝沿い地震			
建物被害	全壊棟数		約 700 棟
	半壊棟数		約 1,000 棟
人的被害（最大）	早期避難者率低	死者数	約 2,100 人
		重傷者数	約 90 人
		軽傷者数	約 170 人
	早期避難率高+呼びかけ	死者数	約 720 人
		重傷者数	約 10 人
		軽傷者数	約 40 人

* 参考：平成 26・27 年度 千葉県地震被害想定調査報告書

(2) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく浸水想定

千葉県では、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、過去に千葉県沿岸に津波被害をもたらした地震や、将来最大クラスの津波をもたらすと想定される 5 つの地震を選定し、各地震のシミュレーションを行い、各地で最大となる「浸水域」と「浸水深」を設定し、津波浸水想定図を作成するとともに、平成 30 年 11 月に公表した。

これらのうち、勝浦市の沿岸部が影響を受ける地震は、延宝房総沖地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース 2 及び 3）である。

第5章 想定災害と被害想定

津波浸水想定による勝浦市の浸水面積は448ha、最大津波水位は16.4m、最大津波水位に至る到達時間は11分、影響開始時間は1分である。

最大クラスの津波を発生させる地震、勝浦市の沿岸部が影響を受ける地震

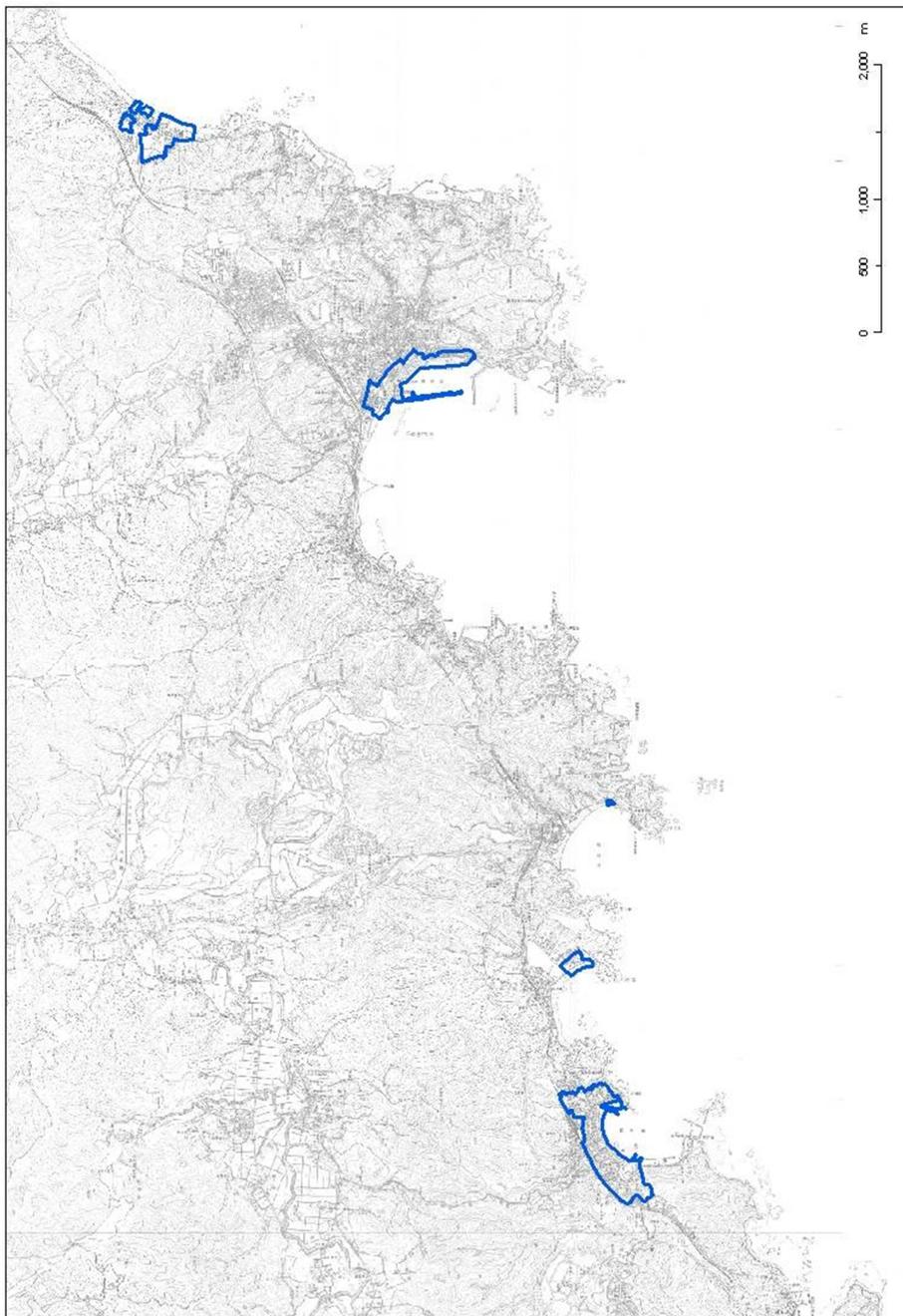
最大クラスの津波を発生させる地震	地域海岸名	太東漁港 (いすみ市) ～松部漁港	鵜原漁港～ 勝浦市境界
延宝房総沖地震		○	
元禄関東地震			
東北地方太平洋沖地震			
房総半島南東沖地震			
相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (ケース1)			
相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (ケース2)		○	○
相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (ケース3)		○	

第2節 風水害による被害想定

1 高潮

勝浦市のように南に開いた湾において、高潮は、台風が西側を北上した場合に発生しやすくなる。計画策定の前提となる高潮災害として、伊勢湾台風クラスの勢力の強い台風が市域の西側から北上し直撃した際に浸水が想定される地域を設定した。

伊勢湾台風クラス（中心気圧：932hPa程度）の勢力の強い台風が市域の西側から北上し直撃、上陸した際の想定浸水地域は、海岸平野からなる部原、勝浦、鵜原、守谷及び興津であり、特に、勝浦では勝浦漁港周辺、興津では興津駅南側の建物が密集する地域の浸水が想定される。



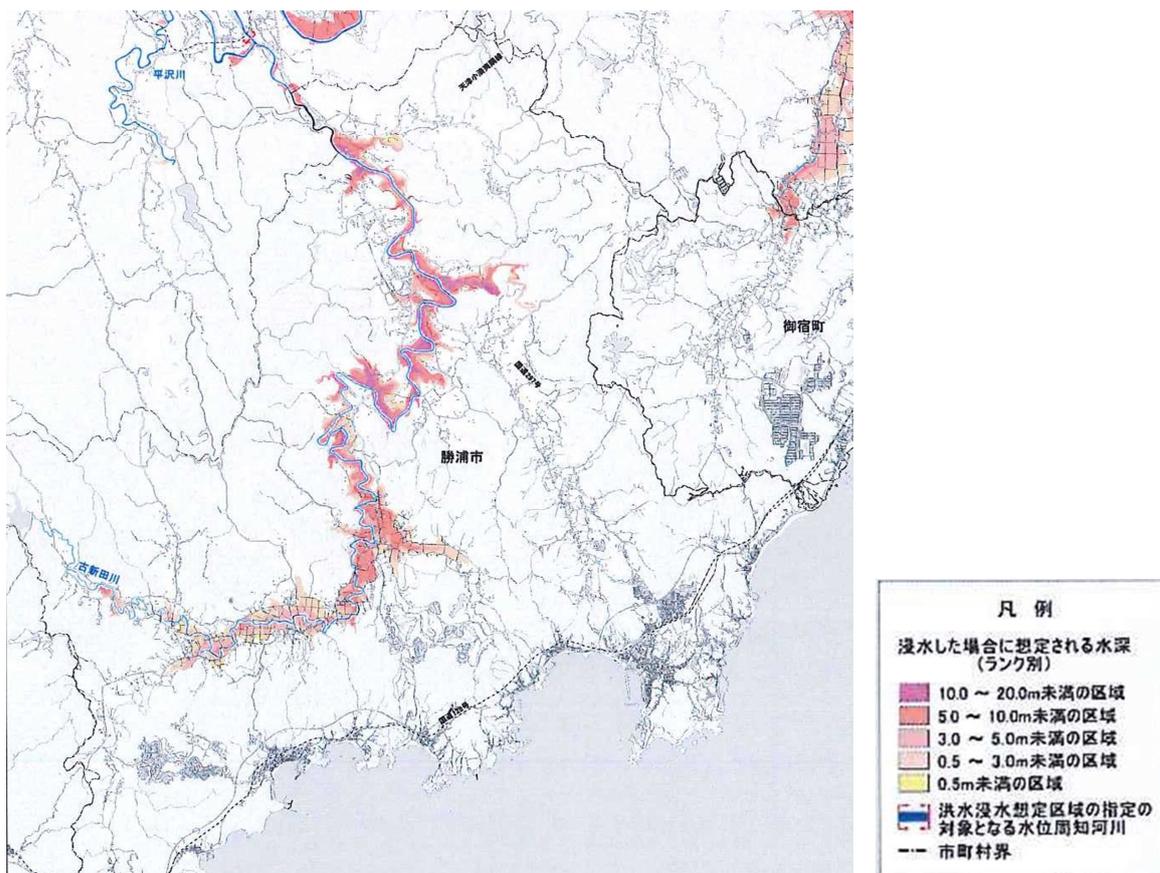
高潮想定浸水区域図（勝浦市防災アセスメント調査 平成17年）

2 洪水

県は、平成19年3月30日に浸水想定区域（計画規模の浸水想定図）を指定したが、平成27年5月に水防法の一部が改正されたことを受け、県は、夷隅川の洪水浸水想定区域図を見直し、令和2年5月、想定最大規模降雨等による洪水浸水想定区域図等を公表した。

夷隅川浸水想定算出の根拠となる降雨

計 画 規 模	夷隅川流域の24時間総雨量 267.0 mm
想定最大規模	夷隅川流域の24時間総雨量 617.0 mm



夷隅川水系夷隅川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 千葉県（令和2年5月28日）

3 土砂災害

土砂災害は、降雨時及び地震時により突発的に発生し、ひとたび発生すると死傷者の生じる可能性が高い災害である。

令和元年に全国で発生した土砂災害発生件数は1,996件であり、集計開始以降における平均発生件数の約1.8倍（平均発生件数は1,081件(S57-H30)）となっている。（国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室）

土砂災害には、がけ崩れ、土石流、地すべりの3つの現象があり、千葉県では土砂災害危険箇所調査を行っている。これらのうち、勝浦市域にはがけ崩れの危険性のある箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）が多く分布している。

4 ため池

(1) 勝浦ダム

勝浦ダムは、平成25・26年度耐震性能照査業務において「安全である」と判断されている。勝浦ダムが決壊してから60分後のハザードマップが公開されている。

(2) 井堤堰

井堤堰は、貯水量120,400立方メートル（上堰12,600立方メートル、下堰107,800立方メートル）を貯える農業用ため池である。井堤堰が決壊してから60分後のハザードマップが公開されている。

第6章 防災対策の基本方針

第1節 地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

1 総合的な防災対策

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、千葉県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を超えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などを組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

2 実効性の高い計画

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、千葉県においても、津波により、14名の死者、2名の行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設などにも大きな被害があった。

さらに、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化が発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

一方、市町村、県、ライフライン事業者の震災の対応状況や、旭市・香取市の被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところであり、市は、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3 最大クラスの地震・津波を想定した計画

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも十分に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのもの想定することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 市土の保全

1 市土の保全

本市の位置する房総半島は、四方を海と河川に囲まれ、南部には山間部が広がっており、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限に留められているところである。

しかしながら、都市化の進展、住民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

(1) 治水

河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。

特に狭い国土に多数の人口を擁しているわが国では、高度の土地利用が要求され、河川流域の利用度が著しく高いため、ひとたび河川が氾濫すると、被害は多大なものとなる。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、普通河川改修事業を推進するとともに、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

(2) 治山

本市の山地・丘陵地においては、地形が錯綜し、急流が多く、地質が軟弱なため崩壊、崩落及び浸食が激しく、洪水氾濫や土砂流出等が発生しやすい。小規模の地すべりも各所で発生し、道路、護岸等の公共施設、農地や宅地の被害をしばしばもたらしている。これは、水源山地の荒廃に起因するものが多い。

(3) 海岸

本市の海岸の特性として、被害の様相は波浪による浸食である。したがって、消波堤、護岸、堤防等により波浪による海岸浸食防止を図っている。

昭和25年度から海岸事業に国庫補助の途が開かれて以来、本市の海岸保全施設事業も着々とその成果をあげているものの、海岸保全施設の公共的重要性も増大している。

第3節 減災目標

1 経緯

地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとされた。

そこで、本市では、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、減災目標を設定するとともに、その減災目標を達成するために実施すべき施策を盛り込んだ行動計画である「千葉県地震防災戦略」（平成29年度改定）を参考に、地震・津波により想定される死者数ゼロを目標とし、体系的及び計画的に地震・津波災害における防災・減災施策を推進していく。

2 減災目標

東京湾北部地震における死者数（被害想定死者数28人）をゼロとする。

3 戦略の主な施策と目標

(1) 予防対策による減災

○災害情報伝達体制の構築

【目標】防災行政無線デジタル化の完了

防災アプリ「かつうらメイト」登録者数の増加

○住宅及び特定建築物の耐震化の促進

耐震関連補助事業、耐震相談会の開催等により耐震化を促進する。

【目標】耐震化率の向上

○橋梁の耐震化の推進

緊急輸送道路を中心に対策を進め、災害に強い道づくりに努める。

【目標】要対策7橋（補強5橋、架換2橋）の耐震化

○自主防災組織のカバー率の向上・活性化の推進

自主防災組織の設置促進や活動に対する技術的支援を行う。

【目標】自主防災組織のカバー率（世帯数）の向上

(2) 応急対策による減災

○消防団員の確保、装備施設の強化

【目標】消防団待遇の改善、消防団詰所の更新

消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付き積載車の更新

○大規模災害時における応援受入体制の構築

「千葉県大規模災害時応援受援計画」の実効性を確保し、必要に応じて計画の見直しを検討する。

【目標】市、県、救援部隊等と緊密に連携し、訓練等を通じた計画の実効性の確保

○市の業務継続計画（大規模災害編）の実効性の確保

「勝浦市業務継続計画（大規模災害編）」の実効性を確保するための継続的な見直しを実施する。

【目標】計画の検証の実施及び参集予測、災害時優先業務の継続的見直し

○その他地震・津波に関する各種計画の作成、拡充

【目標】津波避難計画・受援計画、物流計画、避難所開設・運営計画の策定、見直し

(3) 復旧・復興対策による減災

○復興本部の体制づくり

復興本部の設置や、運営を明確化し、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。

【目標】「震災復旧・復興対策マニュアル」の策定及び効果的な体制の整備

○地籍調査の推進

地籍調査を実施し、災害に強い市土づくりを推進する。

【目標】地籍調査の早期完了

○災害時保健活動の推進

被災直後から、避難生活中的健康維持のため、心身両面の健康相談及び啓発活動を実施できる体制を整備する。

【目標】災害時における保健活動の対応能力向上のための研修会を毎年度1回開催する。